

議会改革調査特別委員会

令和7年2月6日（木曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

1. 議件

（1）検討課題（項目）の審査について

①検討課題の審査

・議員報酬の見直しについて

（議員報酬の改正（適用）時期について）

②次回委員会で審議する項目について

（2）参考資料について

①関連する新聞報道

（3）次回の日程について

（4）その他

○出席委員（12名）

1 番	伊 藤	昇 君	2 番	河 野	文 彦 君
3 番	高 橋	邦 雄 君	4 番	河 野	淳 君
5 番	山 田	誠 君	6 番	野 口	周 治 君
7 番	斉 藤	優 香 君	8 番	千 葉	圭 一 君
9 番	佐々木	修 君	10 番	加 藤	進 君
12 番	東	隆 一 君	13 番	松 田	兼 宗 君

○欠席委員（0名）

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 田 桐	克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	関	孝 憲 君

開会 午前10時00分

◎開会・開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） おはようございます。ただいまの出席委員数は11名です。定足数に達しましたので、第8回議会改革調査特別委員会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

議題に入ります。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎議件

○委員長（伊藤 昇君） 初めに、検討課題の審査についてを議題とします。

検討課題の審査の議員報酬の見直しを議題とします。

ここで、前回委員会の経緯、経過等について整理しておきたいと思います。

事務局から説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、第7回議会改革調査特別委員会経緯、経過、1枚物の資料でございますが、それを御覧いただきたいと思います。この資料につきましては、前回委員会の経緯、経過についてまとめたもので、流れに沿って振り返っていきたいと思います。

①の議員報酬に係る審議についてですが、ここに記載のとおり、委員会として報酬増額の可否について採決を行ってはどうか、その上で町民に向けて広報を活用するなり、出向いて報告会を開催するなりして意見聴取してはどうでしょうかという提案が事務局よりなされました。なお、このことについては正副委員長会議で協議され、了承された内容でございました。

そして、各委員の了解を経て採決を行ったところです。結果につきましては、増額が8人、減額がゼロ、現状維持3人となり、議員報酬を増額することで決定をしたところでございます。なお、具体的な引上げ額については今後継続して協議していくこととなりました。

次に、必要となる手続を経た上での議員報酬の改正、適用時期について、管内の状況等を参考にしながら審議を進めたところです。具体的には準備ができ次第改正適用する、次の改選後に適用するのいずれかが適当であるか審議をしたところでございます。複数の委員さんから考え方が示されましたけれども、委員それぞれの考えを整理する時間が必要と判断し、次回継続審査としたものでございます。

次に、②でございます。新規検討項目及び継続審議項目についてです。各委員から新たに提出のあった項目で前回からの継続としたもの、これの重複する部分などを整理した資料を配付をさせていただきました。なお、審査する順序等については正副委員長会議で協議の上、進めることで整理をしたところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。前回委員会の経緯、経過について事務局から説明がありました。これについては皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、前回継続審議とした議員報酬の改正時期について審議していきたいと思います。

先ほど前回委員会の経緯、経過でも報告がありましたが、議員報酬が改正となった場合、その適用時期については2通り考えられるところでございます。1つは準備ができ次第適用する、もう一つは次の改選後に適用するであります。いずれかになると思います。本日は議員報酬が改正となった場合の適用時期について決めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、よろしければ順に適用時期について意見を述べていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、山田委員さんのほうから順番にお話しをいただければと思いますので、山田委員、どうぞ。

○委員（山田 誠君） それでは、言わせていただきます。

議員報酬については、私個人的には準備ができ次第実施すべきだというふうに思っております。というのは、改正してからということよりも町民の目としては上げた、改正した議員さんが変わったという印象を植え付けるべきでないかなと、私はそう思っているのです。それでないとなかなかうまくいかないし、先般の鹿部の町議選でも新人さんが5人も6人も出てきたという経緯もあるので、私はでき次第やるべきだと、そういうふうに思っています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（加藤 進君） 今山田委員が言われるように、私も山田委員と同じ意見でございまして、やはりこういうものというのは長くなればなるだけ町民の目というのが厳しくなってくるので、その点を踏まえまして私も準備できたら速やかに実施したほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（佐々木 修君） 私は現状維持を唱えてきたほうですけども、上げるということで決まったわけですから、そういう方法で処理するのであれば、改選期がもっと近づいているのであれば改選期というのも一つの考え方ですが、現段階では準備でき次第というか、そのほうがいいのかではないかなと、こう思っています。

以上。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（斉藤優香君） 私は次の改選期がいいのではないかと思いますのですけれども、自分たちで上げると決めたものを自分たちで運用していくよりも、上げたことをきちっと町民の審判を受けて、その上げた値する議員を町民に選んでもらうというか、そういう判断をしてもらったほうが町民にとっても、知らない間に上がっていて、自分たちで増額して、自分たちで上げていたというよりは上げますよ、皆さんどうですか、選んでくださいというほうがいいような気がしますので、次の改選期でということです。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（高橋邦雄君） 準備次第適用したほうがいいという考えなのですけれども、その根拠として、まず議会のほうできちっと決めておいたものを町民なり説明する段階において、まず第一にこの適用を決めておかないと審議が進まないと思うのです。これ結構長引く問題だと思うのですけれども、選挙という関連もあるので、改選時に報酬を上げるというような形を持っていくと、果たしてそこに、選挙に向けて手を挙げる方が出るのかというのも予測できませんし、早めに、こういうのはスピーディーに進めておいて、こういうような現状で議会は今進みますということを逆に町民の皆さんに理解していただくほうがいいのかなという考えもあるので、僕は準備次第進めたほうがいいと思います。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（河野 淳君） 自分的には、報酬の審議会自体が例年いつ開催されるというわけではないのですけれども、新年度の予算に合わせて過去に開催されてきたということを考えると、普通に考えると新年度の予算のための報酬の審議というのが今年の秋口くらいになるということを考えると、今すぐ審議会開いてどうこうということよりは、令和8年の選挙に向けてということであれば7年の審議会のスケジュールに合わせて、そこで決定した時点で町内にお知らせをしてからということでも約1年くらい周知に時間があるということで、通常スケジュール、町長とかの報酬の上げる期間と同じスケジュールでのせても問題ないのではないかなと思います。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

（「時期的にどうなのでしょう」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次のということですよね、改選。

○委員（河野 淳君） 改選時に。

○委員長（伊藤 昇君） 改選後に適用するという、二択だったものですから。

○委員（野口周治君） 決まったことの実行ということで改選期がいいと思います。町民の皆さんに十分に周知をして、決まったことは決まったこと、最終的には報酬審議会を通るわけですが、町民の皆さんにいろんな意見をもらいながら、最終的には審判の場もありますという立てつけが理解を得られると思います。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（千葉圭一君） 私は、時期については準備ができ次第改正するということです。

先ほどの審議についての文章の上のほうに書いてあるとおり、町民に向けて広報を活用するなり、出向いて報告会を開催して意見聴取とかいろいろと今後進めていくわけですね。その中で町民の意見として議員報酬が妥当だということをした時点で議員報酬を上げるというふうになるのであれば、わざわざ改正後に持っていかななくても準備ができ次第報酬を改定しても問題ないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（東 隆一君） 私は準備ができ次第ということで、ただ一言、それだけです。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○委員（松田兼宗君） 私も準備ができ次第というよりも改選期の1年前には上げたほうがいいだろうと。というのは、今回報酬を上げる理由って一体何なのかと考えたら、議員の成り手不足の問題というのが一つあるのだと思うのです。だから、それに対応する形で、こういう形で改選期というふうになると、要するに報酬が上がるからやるのかという話にはならないだろうけれども、事前にそういうような報酬を上げておいた中で選挙をやったほうが成り手不足の解消につながるのではないかなと私は思っているのです。だから1年前までにはやってしまっておくべきだと、そして議会のほうに関心を持ってもらうきっかけにもなるだろうし、そういう議論があるのだということが事前にあることで。だから、その辺で1年前までにはというふうには私は思いますけれども。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） そしたら、準備ができ次第適用するということでよろしいですね。

河野文彦委員、今いらっしゃったものですから、今の議題というのが増額するということとは決定してあったのです。それで、時期を決めるために準備ができ次第適用するか、議員報酬です。それと、もう一つは次の改選後に適用する、この二択で意見を皆様からいただいておりますので、河野文彦委員、よろしくお願いします。

○委員（河野文彦君） 上げるのはもう決定したということで、その上げる時期なのですが、私は改選後がよろしいと思います。前にもお話ししたことあると思うのですが、選挙、無投票かどうか分からないのですけれども、選挙で選ばれて議員になる、選ばれとときの条件はのむというのが当たり前の話で、そのときの議員として報酬が幾らです。それは報酬が目当てでやっているかどうか分からないのですけれども、それを私たちが議員になった任期中に自分たちの給料を上げるというのはいかなものかなと思うのです。なので、私は改選後がいいと思います。

ただ、プラス先ほどほかの議員からもあったように、確かに途中で上げるということは予算にも絡んできますので、途中で補正かかるものか新年度まで待つのか分かりませんが、そこまでして上げる必要があるのかと逆に思うのです。報酬が低いから議員の成り手がいないのだという話はよく聞きますけれども、では議員の成り手をもっと増やす

ためにほかの取組何かしているのかというと、どうもそこがうまく歩みが進んでいないのかなと思うのです。議員の学校だとかいろいろなところ視察までして見てきたと思うのですけれども、実質何も進んでいない。その中で報酬が低いからというところだけに着目してそこだけやる。そこだけやって結果的に変わらなかったのがお隣の八雲さんだったと思うのです。ですから、僕は報酬を上げることで成り手が増えるというのはそのままつながらないのかなというふうに思います。なので改選後。しかも、先ほどあったように、確かに1年ぐらい前に上げますよと決めておいて改選後に上がる。周知する期間は長ければ長いほどいいと思うので、報酬審議会もかかると思うのですけれども、それであれば早めにかけてもらって、本当に改選の1年前ぐらいに次の改選からは報酬はこうなりますよというのを周知するぐらいでいいと思います。タイミングとしては改選後ということをお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

ただいま皆様から意見を述べていただきました。出された意見について質疑などございましたでしょうか。

○委員（東 隆一君） 委員長はどういうふうな判断を。聞いていないのですけれども。

○委員長（伊藤 昇君） 私ですか。私は……

○議会事務局長（小田桐克幸君） 委員長は、ここは仕切る場ですから、もし発言するのであれば代わってもらってということになるので。

○委員長（伊藤 昇君） そういうことなものですから、発言するときには委員長を代わって発言するということになるものですから、控えさせていただきたいと思います。どうしても聞きたいということであれば私代わりますけれども、よろしいですか。

○委員（千葉圭一君） 質問というか疑問なのですけれども、今の議員の報酬を上げる時期なののですけれども、町民の皆さんに対して出向いて報告会だとか、増額するということで報告会して、例えば町民のほうから時期的なものを併せて増額も町民の意見、では時期も町民の意見、そういう場合を聞いて、例えば今すぐ上げてもいいという意見が多かったら今すぐ上げれば町民の、何も問題もないし、逆に改正後がいいのではないかという意見が多ければ、当然そうなる改選後になるのではないですか。この間もそうですけれども、ここで決めても結局町民の反感を買うようなことがあれば、問題だというのであれば、併せてこの審議のときに町民の意見聴取ですか、も含めてやってみたらどうかという提案です。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。その辺り事務局からこの流れ的な、報酬等審議会を含めて、それから町民にどのようにしていくかというところ、流れ的なものというのをお話しできる何かございますか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 今の質問に対して答えるという形でいいですか。流れ的なのはそれぞれ違うので。

○委員長（伊藤 昇君） だから、2つきつとあると思うのですけれども、例えば準備が

でき次第適用した場合の流れ、それから次の改選後になった場合の流れ、それで大体、ちょっとお待ちください。すみません。それで大体どのように町民の方々に報告できるのかとか、そういうお話になるのかなと思うのですけれども、それで事務局から説明でよろしいでしょうか。

(何事か言う者あり)

○委員(斉藤優香君) 今千葉委員は増額かどうかも含めて町民に意見を聞くと言ったのですけれども、もう増額だということは決定しているのですよね。それを町民に増額していいかどうかという問いはしないということ、増額しますという報告はするけれども、町民から増額はしないほうがいいのではないかとかという意見は聞かないということですよ。

○委員(千葉圭一君) すみません。かなり前に、かなり前というか、増額するかどうかの話のときに私は即採決したほうがいいと、議会の中でという話はさせてもらったのですけれども、いや、町民の意見をという話があったので、皆さんが多数決で決められたというふうに私は認識しているのです。だから、議会は増額ということでこの間決定しましたけれども、町民の皆さんが反対だと言ってもそれを押し通すのですかということになりますよね。

○議会事務局長(小田桐克幸君) 今の千葉委員のお話は前回も同じような形で話しされたと思います。正副委員長会議で、これ前回の報告事項にもあったかと思うのですけれども、ここにも書いてありますけれども、まず委員会で意思決定をして、それについて町民の皆様、形はいろいろあると思うのですが、意見交換会なり報告会なりで委員会の、議会の決定を報告し、意見を徴するという形で進めていってはどうかという形になっています。その中で実際に今いろんな意見が恐らく出てくるとは思います。ただ、それに流されとか、そういう表現ではないのですけれども、議会としてはこのように、多数決の結果とはいえ増額する方向で決めたのだから、それについてはそういった質問があった場合には真摯に答える義務がある、説明をする義務があるというふうに考えます。ですので、委員会、議会の決定についてはこうなので、これでやらせてくださいというような形で着地するというふうに私は考えています。

○委員長(伊藤 昇君) それでは、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) なければ、議員報酬が改正となった場合の適用時期について採決を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) それでは、議員報酬が改正となった場合の時期について採決を行います。

なお、この採決は、議運報酬が改正となった場合、その適用時期について準備ができ次第適用する、次の改選後に適用するの2つから選択をしていただきます。皆様、よろしい

でしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、採決を行います。

適用時期について、準備ができ次第適用するの方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、適用時期について、次の改選後に適用する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤 昇君） 採決の結……

○委員（河野 淳君） ちょっと確認なのですが、今の採決というのは、準備ができ次第すぐに適用するというのは改正の適用時期も含めてすぐにやるかやらないかという……。

○委員長（伊藤 昇君） いろいろな準備が、これからまた説明もいたしますけれども、準備ができ次第、例えば報酬等審議会に諮ったり、いろんなことが出てくるかと思うのですけれども、そういう準備ができ次第……。

○委員（河野 淳君） 適用するということは、今の任期中に報酬の改正が行われるというのを望むという話。

○委員長（伊藤 昇君） そうです。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 前回の委員会までにお話をしてきたこと、そして今回準備ができ次第、改選後に適用というふうな2つに分けたことから、実施時期については皆さん承知しているかなというふうに思って触れていなかったのですが、改めてちょっと。

準備ができ次第というのは、ここですぐにやるという意味ですから、改定額、幾ら上げるのかというのを速やかに決めて、そして町長宛てに報酬審議会を開催してください、それには具体的な、意見書なのか要望書なのか名称は別としまして、委員会の経緯、経過、そして上げようとする金額の根拠等々を文書化して報酬審議会を開いてくださいというふうに町長に提出します。それを受けて町長は、時期的なものは先ほど河野淳委員が言ったとおりちょっと分からないのですけれども、議会からは要望書が行った時点で町長はすぐに反応すると思いますので、その時期については年末とは限らず速やかに開催してくれるだろうと、開催時期については特段触れているものではありませんので。それを受けて報酬審議会の結果がおおむね2か月から3か月くらいなのかな、ちょっと分からないのですけれども、答申が来ますので、それを受けて報酬の条例改正をしていただくと。そのときには適用時期について、附則だと思いますが、明記される、そういう流れになりますので、準備ができ次第というのはできる限り速やかに報酬審議会の開催依頼をして決めていくという形になります。改選後というのは、つまり令和9年の4月に改選迎えますので、それ以前に、周知期間も含めて半年なり1年なり前に、それまでに報酬審議会に同じように依頼して決めて、ただ条例改正の際にはこの適用時期については次の一般選挙の後というよう

な表記になるという意味でございます。

○委員（河野 淳君） 先ほどの皆さんの議論の中で、すぐにとっている議員さんの中で、適用時期というか、改正の議決をした後の適用時期が改選後という前提でおっしゃっている方と、改選するということは適用されるということなので、改正後速やかになるとその時点から給与の改定が行われると思うのですけれども、その部分というのは前回の話合いのとおりいくと周知期間を長くしたいから適用は改選後ということで意見は統一しているという考え方でしょうか、それとも審議をすぐやってくれということを当局側のほうに言うということは、適用時期も含めて前倒しでやるよとなったら今の任期中に給与の金額が上がるということも想定されるというような認識なのでしょうか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 改正適用時期がいつになるにしろ、同じように要望書、先ほど言ったような根拠を示しながら出すのですけれども、一応その中にはいついつから適用してほしいというのは、私個人ですけれども、入れようというふうに思っています。ただ、今の議論の中では、繰り返しですけれども、速やかに、準備ができ次第というのは改選を待たないでという意味でございますので、改選後であればこの時期については9月の改選後に適用するのが望ましい、表現は別ですけれども、すぐにやるということに決まればそういうような文言が入っていくだろうと。令和7年の12月からとか9月からとかという表現ではないにしろ、そういう形になると思います。

○委員長（伊藤 昇君） それでは、先ほどの採決の結果をまだお話ししておりませんので、準備ができ次第適用するが7名でございます。総数11名でございますので、次の改選後に適用するが4名でございます、合わせて11名になっております。

その結果、したがって適用時期は準備ができ次第適用するということで決定をいたしました。よろしいでしょうか。ここまでよろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ただいま採決により議員報酬が改正された場合の適用時期について決定いたしました、今後の流れについて改めまして事務局から説明をいたします。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 流れについては前段いろいろお話をしたとおりなのでございますが、改めましてお話をさせていただきます。

先ほどから必要な手続というふうなお話、表現でさせていただきましたが、具体的には、これも実は前回の委員会で表で示しておるのですけれども、議会から町長へ報酬審議会を開催してくださいと、そういった旨の要請をいたします。それを受けまして審議会で審議が行われる、答申がなされます。その答申を受けて、その答申の内容がどうなのかというのは予想できませんので、あくまでこちらから要望したとおりの答申が返ってきたというようにただし書つきですが、それを受けて条例改正、本会議で審議を経まして条例改正、そして新しい議員報酬を適用させるものであります。その適用時期については令和7年度中なのか、令和8年度中なのか、そういった部分も、先ほどお話ししたとおり適用時期についても要望書の中で触れていくことになろうかと思いますので、流れ的にはそういう形

になります。

さらに言ってもいいでしょうか。

○委員長（伊藤 昇君） どうぞ。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 今こういう形で委員会としての意思が決定をいたしましたので、事務方としまして要望書、名称はいろいろですけれども、作成については早速手がけてまいりたいというふうに考えておりますが、これも繰り返しですが、その額、議長幾ら幾ら、副議長幾ら幾ら、議員幾ら幾ら、そういった部分の金額についても大体このくらいというのではなく、しっかりと根拠を持って説得力のあるものにしていかなければいけないだろうと事務方では思っていますので、そういった部分の協議についても、今回はあれですけれども、次回委員会で事務方としても令和5年度の議長会シミュレーションにのっとりた数値、近隣の数値等々ありますので、決めていけたらなというふうに考えているところでございます。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

皆さん、よろしいでしょうか。何かお聞きになりたい方がいらっしゃれば挙手をお願いします。

○委員（河野文彦君） では、次の当委員会のテーマは、今度は金額ということになっていくということでしょうか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 実は先般行われました正副委員長会議において皆様から新たにいただいた検討課題、項目、前の委員会から引き継いだ項目について、まずはこの項目について手がけていこうというのが実は決まっております、後からまたお話ししようと思うのですが、今こういう形で速やかにというような、準備ができ次第というふうに決まりましたので、ごめんなさい、正副委員長を経ないのですけれども、やはり報酬額についてまず第一として上がってくるだろうというふうに考えます。その後で継続項目についても触れることになるのかなと。ちょっと今事務局だけですみません。

○委員長（伊藤 昇君） よろしいでしょうか。ありますか。

○委員（河野文彦君） 改めて確認したいのですけれども、もう正副の中ではある程度話が、今後やる課題についてはついているということでもいいのですよね。それであるのであれば内容というのも早めにほかの委員にも周知してもらいたいと思うのです。なぜかというと、私町民に顔向けできないのです。議会改革というのは、今成り手不足というのが一番喫緊の課題だと思うのですけれども、報酬を次の改選、次の目指す方に向けてこういうのを決めたというのであればまだ町民に胸張ってしゃべれるのですけれども、任期中に自分たちの報酬だけ上げてほかのことやっていないなんて町民に顔向けできないので、ぜひこの件だけではなくて、ほかのテーマももちろんあると思いますので、そこをぜひ早めに皆さんで議論を進めて、次の改選のときにはほかの方も志してくれるような、そういう情報発信もしていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議会事務局長（小田桐克幸君） お話は分かりました。

それで、先ほど私はっきり言い切れなかった部分、次の委員会で検討項目としてやっ
ていこうというふうな部分、これは正副委員長会議で実は既に協議をして、これから皆さん
に諮っていこうとしていた内容でございますが、今話題になりましたので、ちょっとお話
しさせていただきたいというふうに思います。次回委員会で審議する項目なのですが、
先ほどもちょっと報告しましたが、前回委員会で新たに委員から提出のあった
項目、それから前の委員会から継続審議となっている項目について重複する部分等を整理
した資料をお配りをさせていただきました。審査する順序については、繰り返しですが、
正副委員長会議で協議の上、進めるということで確認をしました。この正副委員長会議で
協議をした結果、議会基本条例の制定、まずこの項目についてみんなで審議をしていっ
てはどうかということになりました。この議会基本条例の制定の項目についてはある程度長
い時間を要することが想定されます。場合によっては並行して、これも挙げられている項
目ですが、議会評価の実施、議会報告会、意見交換会の開催、職員間討議の導入など、並
行しながら審議をしていくことも可能性としてあるかなというふうに考えるところでござ
いまして、ちょっと油っこい項目からではありますが、議会基本条例の制定について取り
かかろうというふうに協議をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

それでは、以上で議員報酬の見直しを終わります。

次に、次回委員会で審議する項目についてを議題とします。

ただいま事務局長のほうから説明あったのですけれども、重複しますけれども、皆様説
明のほうを聞いていただければと思います。よろしくお願いします。

○議会事務局長（小田桐克幸君） すみません。先ほどちょっとお話しした内容と一緒に
ございます。議会基本条例の制定については、昨年道東方面を中心に行政視察に赴いたと
きに別海さん、栗山さんほかこの話題になっていたところでございます。また、各委員さ
んからも複数名から議会基本条例について取り上げるべきというのをいただきました。繰
り返しですけれども、ちょっと油っこい内容ですが、これを手がけながら、長い時間かか
ると思いますが、これを終わってから次の項目とかではなくて、1つの委員会で複数の項
目を扱っていきながらということも可能でありますので、まず議会基本条例の制定、係る
資料についてはできる限り用意して皆様のほうにお配りをしたいというふうに考えており
ます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

事務局から説明がありました。次回委員会は、説明のあったとおり議会基本条例につい
て審議するということですのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

それでは、次回委員会で審議する項目についてを終わります。

次に、参考資料についてを議題とします。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 関連する新聞報道について、いつもどおり北海道新聞さん中心に、今回函新さんの記事も載っておりますが、議会改革審議に少しでも役立てればということで皆様に配付をしたものでございます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、次回の日程についてを議題とします。

次回の日程についてどのように取り計らったらよろしいでしょうか。

（「委員長一任」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 委員長一任の声がありましたので、そのようにさせていただきます。

これで次回の日程についてを終わります。

次に、その他に入ります。皆様から何かございますでしょうか。

○委員（千葉圭一君） 議会改革の進め方についてご提案したいことがあるのですがけれども、今の議会基本条例等、別に悪いと言っているのではなくて、それを進めるに当たっては当然、私が見ているのは町村議会の当面の課題と議員の心構えの一覧表であるのですがけれども、その議会基本条例の制定というのが監視力とか政策提言力アップの一つの方策になっているんです。では、これを一つみんなで話し合うのももちろん大事なことですけれども、町民とかってそういうコミュニケーションを取る、町民への報告等、今広報で一生懸命斉藤議員がやっていたいいるのですけれども、もっと細かく、もっと地元対した広報活動というか、そういったものも、具体的に議会改革としてこういうふうに進めていくといったようなプロジェクトみたいな、そういうチームごとにつくって進めていかないと、何か一つのことを一つでみんなで何か月もかけて、もちろん大事なことですけれども、私が考えている議会改革が全然何か町民にとっては、一つ一つ進んでいくのですけれども、うまく密着したやり方で進んでいないような気がするので、これは提案なのでも、いかがかなと思ひまして、進め方について。

○委員長（伊藤 昇君） 私のほうからお話ししてよろしいですか。

広報常任委員会、全員加入をされていて、その中で広報広聴活動というか、そういう事業があるかと思うのです。それについて広報委員会でもんでいただくということで進めていくしかないのではないかなと、それをどのようにまた皆さんでお話ししていくのかということになるかと思うのですけれども、千葉委員おっしゃっているのは小委員会のことをおっしゃっているのではないかなと私は思うのですけれども、そうではないのですか。

○委員（千葉圭一君） ごめんなさい。うまく説明できないのですけれども、グリーンの、皆さんがお持ちの厚い議員の必携、持っている本ありますよね、条例が載っているような。あれの344ページに議会改革の事例として一覧表が載っているのです。その中に地域住民との連携強化という項目があるのですけれども、そこが同時に並行して進められていけば地域住民との連携がうまくいきながら議会として基本条例の制定だとかが進められるのではないかなと、でもそれを一つの委員会として同時に進めていくのは難しいだろうから、どこかプロジェクトみたいなのを1つつくってこういうふうに進めていったらどうか。この間研修に行ったときにそういうふうなチームごとにつくって進めて発表し合っているというところありましたよね。だから、そんな流れでできないのかなというふうに思いまして、ちょっと提案なのですけれども。ぜひ344ページ見ていただければ分かると思うので。

○委員長（伊藤 昇君） ご意見として頂戴させていただいてよろしいでしょうか。

○委員（千葉圭一君） はい。

○委員（河野文彦君） 僕も1つ提案なのかな、今日結構大事な部分がこの委員会の意思として決まっていたと思うのですよ、前回の報酬上げる、上げないから。僕先ほどの場面を体験して、ぜひこういう重要なことを決めるときに討論の場面もあってもいいのかな。その前段でもしあれでしたら、今幸いクローズの環境で議員だけですから、例えば議員間の討論とか、そういうのもあってもいいかなというふうに思ったものですから、もし可能であればそういう意見とか意思の発表の場をもうちょっと厚くしてもらえたらもっと議論が深まるかなと思ったものですから。

○委員長（伊藤 昇君） 先ほどもそのご説明した中で、皆様からご意見をいただいて、そして質疑ございますでしょうかというような話で発表する場は一応設けてはあると思いますので、ただ今後そういうことを決定するに当たって議会改革の特別委員会の中でというお話であれば、例えば正副の委員長会議に諮りながら、どのようにつくっていったらいいのか、その辺り検討させていただければと思いますので、ご意見として頂戴いたします。

○委員（山田 誠君） 今いろいろ出ていますけれども、根っこは基本条例なのだわ。各町村もそうなのだけれども、今千葉委員も言っているけれども、町民とのコミュニケーション、要するに意見交換やるためには基本条例がなければできないのだわ、ほかのところでも。それを項目に入れるわけです、何か月に1回とか。そして、例えば八雲町あたりを見ると町の議会報告会をやって、あと町民から意見交換の場を設けてやる。それで、各自適宜意見の出し合いをやって双方了解、理解した上の結論を持って帰ると、こういうやり方なの。だから、その部分を、例えば基本条例の制定を抜かしてあとこれやります、これやりますということにはならないの。そういうことをきちっと踏まえた上で話を進めていかないとなんとなくつまづいかなという気がしますので、お話しだけしておきます。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 今基本条例のことについてもいろいろお話あったのですが、確かに179市町村あった中でまだ三十数議会しか制定していないのです。これをどう

見るかというのはまた別問題として、今まで意見交換会とかいろんな活動をそれぞれやっていく中で、それを条例の中でしっかり明文化してやっていきたいと思いますというのが本当の大本の基本条例の考え方であります。それぞれの議会でこの条例の中にこの項目は大体入っているねと、だけれどもこの項目についてはどうする、入れ込むかい、条例で縛るかい、そういった議論も含めて、これは次回から条例制定について審議していきますが、これを決して、結果的に導入されるかどうかまだ分かりません。いろいろ審議していく中で既存の活動で大丈夫だねとか、やっぱりここはしっかり制定してやっていこうと。最終的な結論は、まだ入れると決まったわけではないということだけは皆さんご理解していただいて審議に臨んでいただければなというふうに思いました。すみません。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。今説明あったとおりで、次回の委員会で基本条例について審議を深めていくと、いろいろな資料も含めながらお話をいただくこととなりますので、その時点でまたご質問等、ご意見等ございましたら、そのときにまた出していただければなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

そしたら、事務局のほうからその他。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 特に用意は。

○委員長（伊藤 昇君） ないですか。

○委員（斉藤優香君） 全然、その他で。

○委員長（伊藤 昇君） その他です。

○委員（斉藤優香君） 先日さわら商工会との意見交換会に全員の議員の皆さん参加していただきましてありがとうございました。2月26日には森町商工会議所とのまた意見交換会がありますので、皆さんぜひ参加のほうよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） よろしいですか。その他終わってよろしいでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、その他を終わります。

◎閉会の宣告

○委員長（伊藤 昇君） 以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の委員会はこれで終了いたします。

大変ありがとうございました。

閉会 午前10時50分